

## 6. 整備基本方針

石神城跡は、城としての遺構が非常に良く残っており、築城から廃城までの姿を内に秘めて現在に伝える貴重な遺跡である。また、堀や土塁、郭などの遺構そのものに加えて、旧久慈川流路に面した往時の立地環境を現地で体感できることや、惣構えが想定される景観が石神内宿に見られること、廃城となったのちも石神城主に関連の深い寺社が現存するなど、石神地区全体で、石神城が城として利用されていた中世の時代を感じられることが大きな魅力である。さらに、自然豊かな公園としての一面も石神城跡の魅力として認識されている。

この石神城跡を保存し、後世へ継承していくとともに、村民が自分たちの城として親しみ、積極的に活用することで、地域の歴史を物語るシンボルとなることを目指す。

そこで、目標とする史跡公園のイメージを伝えるキャッチフレーズに、

『いこうぜ石神城！ 現在・過去・未来 つづく思いが響く杜』

を掲げることとし、その実現にあたり、整備の基本方針を以下のとおり定める。

### 石神城跡整備 基本方針

- (1) 文化財としての価値を守るための整備
- (2) 石神城の魅力を知りやすく伝える整備
- (3) 村民が積極的に活用できる整備
- (4) 維持管理のしやすさに配慮した整備

#### (1) 文化財としての価値を守るための整備

- ・遺構は一旦失うと二度と取り戻すことができないため、表土が流出して遺構が洗掘を受けたり、樹根による攪乱等が生じたりすることのないよう、保護盛土層の薄い箇所を確認し、必要な箇所に保護盛土を施す。
- ・遺構の保存に支障のある樹木やタケ類及び今後悪影響を及ぼす可能性のある樹木は伐採する。

#### (2) 石神城の魅力を知りやすく伝える整備

##### 1) 城内（石神城址公園）

- ・低地に突き出た石神城の立地の特徴を伝えるためにI郭へのアクセス経路を整備し、旧

久慈川流路と対岸が遠望できるよう、樹木を伐採し見通しを確保する。また、菖蒲園付近の調査を行って船着場跡が確認された際は、現地での紹介を行う。

- ・深い堀、土の城（石垣の無い城）、登城経路といった城郭としての構造的な特徴を効果的に見学、体験できるよう、主要地点を設定し、適切に誘導を行う。
- ・発掘調査等によって明らかとなった遺構の性格や機能を学べるよう、現地での表現を行う。

## 2) 周辺地区

- ・周辺地区においては、「石神後鑑記」から読み取ることのできる往時の風景を、歴史的景観として保全を図る。同時に、石神城跡を取り巻く魅力ある景観資源として、まちづくりに活かすよう検討する。
- ・惣構えが想定される石神内宿や石神小野崎氏につながる寺社、久慈川旧流路など、石神城の時代を体感できる見学ポイントを設定する。さらに、石神城を起点とした見学ルートの設定や、案内板設置など、安全かつ分かりやすい誘導を行う。
- ・石神城の遺構は、指定地に限定されるものではなく、その周囲にも広がっている。かつて城郭であった範囲は、指定地とともに一体的な保全と公開に努める。

## (3) 村民が積極的に活用できる整備

### 1) 利用しやすい公園づくり

- ・地域に親しまれる公園として、多目的に利用できる空間を確保する。
- ・遺跡の保存や景観上支障のない限り、ベンチなどの便益施設の充実に努める。
- ・遺構の保存上、必要な樹木等の伐採は行うが、公園としての快適さを提供できるよう緑地の保全と育成に努める。

### 2) 学校教育・まると博物館活動との連携

- ・学校教育との連携を図り、未来を担う子ども達が地域の歴史に触れる郷土教育の場所として活用する。
- ・(仮称) 歴史と未来の交流館の展示と連携し、村の歴史の中での位置付けや、真崎城との関係など広い視点で石神城を理解できるようにする。
- ・まると博物館活動と連携し、石神城跡を舞台に自然観察会や城の見学会など、様々な活用に取り組む。

## (4) 維持管理のしやすさに配慮した整備

- ・管理コストを抑え、かつ維持管理のしやすさに配慮した整備を行う。
- ・整備後の石神城跡の維持管理と活用を見据えて、官民協働による管理運営体制の構築に努める。

## 7. 整備基本計画

### (1) 全体計画

#### 1) アクセス・見学ルートの設定

##### ①車によるアクセス

車によるアクセスは、北側駐車場をメインと位置付けて、来訪者への誘導を図る。

北側駐車場への誘導は、原電通りから石神コミュニティセンターを経由するルート及び県道日立東海線からのルートを設定し、道路案内標識等により誘導する。県道日立東海線からの車によるアクセスに関しては、今後の来訪状況をみながら、既存道路の拡幅等の必要性について検討する。

団体等のバスによる来訪には、拡張整備を予定している石神コミュニティセンター駐車場からの誘導案内を検討する。

##### ②見学ルート

###### 【城址公園内】

見学ルートは、「城」としての空間を体感し、円滑に巡ることができるよう設定する。

公園内は、主導入部から本郭内をまわり、主要地点を見学しながら北側駐車場へと戻るルートを基本とする。

主導入部 → Ⅲ郭 → Ⅱ郭 → I郭(遠見城) → Ⅱ郭 → Ⅱ郭北堀 → 北側駐車場

###### 【広域見学ルート】

広域見学ルートは、石神城跡北側駐車場や石神コミュニティセンターを起点とし、城址公園内を巡るルートと組み合わせながら利用できるようにする。石神城跡周辺の歴史資源や石神城を展望できる視点場などを巡る広域見学ルートを、テーマ別に複数設定する。

##### ③公園への導入部の設定

公園への主たる導入部は、Ⅲ郭北側の村道に接する位置とする。それ以外の入口（3ヶ所）は、いずれも副導入部と位置付ける（3ヶ所とも標柱設置済）。

北側駐車場から主導入部の間にある村道には歩道がなく、見学ルートとして歩行者に安全な歩道を確保する必要がある。そのため、歩道の無い区間に対しては、新たに歩道（園路）を設ける。

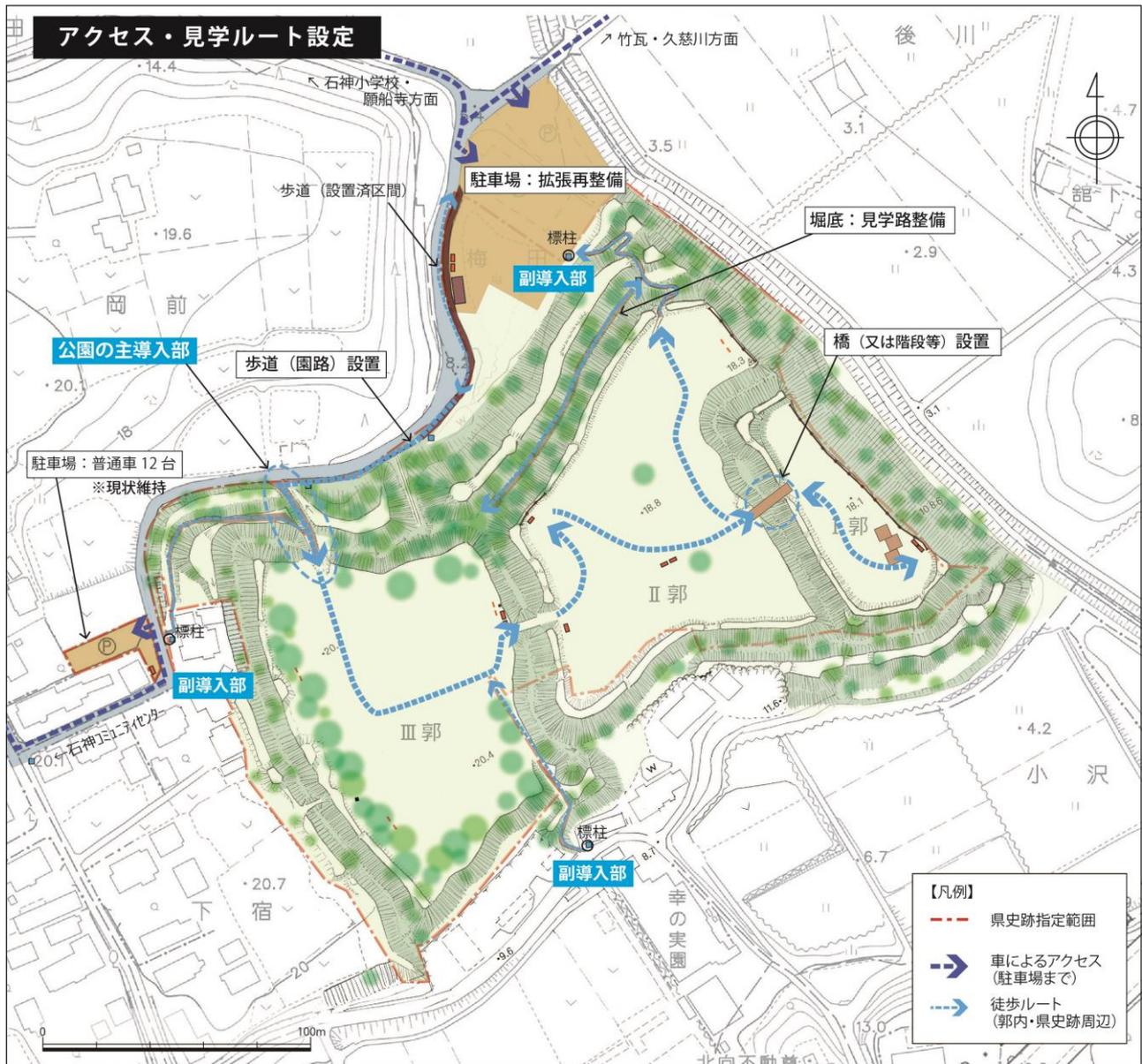


図23 アクセス・見学ルート計画図

## 2) 整備ゾーニング

石神城跡の整備においては、対象範囲を目的や機能に沿ってゾーン区分し、それぞれテーマを設定する。

### 郭（展望ゾーン）

～ 城郭の最奥部で、風景を眺めて往時に思いをはせる ～

- ・ 城郭の最奥部である 郭は公開範囲とする。
- ・ 郭との間には、通路（橋）を設ける。整備に先立ち調査を行い、かつての通路の位置や構造を確認する。
- ・ 樹木伐採による見通しを確保する。特に、眼下の久慈川河道跡と遠望の山並みなどをもとに展望できる空間とし、座ってくつろげる縁台を設置する。
- ・ 未指定となっている北東部分（私有地）についても、良好にかつての地形を留めている部分は 郭と一体的な整備や管理ができるよう、公有地化に取り組むとともに追加指定を目指す。

### 郭（歴史学びゾーン）

～ 調査の成果から石神城の歴史を学ぶ ～

- ・ 郭は、発掘調査等の成果を通じて石神城の歴史を学習するゾーンとする。
- ・ 郭と同様に、樹木伐採による見通しを確保する。
- ・ 郭内には要所に説明板を配置して、発掘調査等で明らかとなったかつての石神城の姿を解説する。

### 郭（多目的広場ゾーン）

～ イベント開催等多目的に利用できる広場 ～

- ・ 郭は、石神城址公園のエントランスとして位置づける。かつ、イベント開催等多目的な利用ができる広場とする。
- ・ 遺構に対し支障を与える樹木は伐採するが、多様な樹木が植栽され緑の多い現状の空間を継承する。
- ・ 建物遺構等が検出されていない場所を選んで、目立たないように、ベンチ等の小規模な施設を配置する。

### 城攻め体感ゾーン

～ 堀底を歩いて、堀の高さと城の守りを実感 ～

- ・ 多様な植物の生育する現在の環境を保全し、自然観察できる空間とする。
- ・ 遺構の保存に影響を及ぼす危険のある樹木は伐採する。
- ・ 郭と駐車場の間の堀底は、堀の高さを実感しながら見学できる通路とする。

## 施設整備ゾーン

～ 石神城跡見学の起点として、駐車場やトイレなどを配置 ～

- ・北側駐車場は、石神城址公園への来訪者のメインの駐車場としてトイレや総合説明板、案内パンフレット置場等を設置する。また、イベント開催時も含めより多くの来訪者が駐車可能となるよう、菖蒲園への拡張を検討する。
- ・西側駐車場は現状を維持する。石神コミュニティセンターからの来訪を想定して、誘導表示を設置する。



菖蒲園北側の村道（現状車道のみ）



図24 整備ゾーニング



## (2) 石神城跡（指定地）に関する計画

### 1) 土塁・堀等の地形保存

郭を形成する土塁、堀等の遺構は20cm程度の表層土があり、草本類で覆われ自然の保護盛土となり概ね安定しているが、スギやモウソウチク等が繁茂し樹木や竹等の根系肥大成長により地表部の土壌は押し上げられるため、遺構への影響は顕著である。

このため、樹木や竹の根系の遺構への影響軽減のための地形保存対策を実施する。

#### ①地形保存のための法面の優先的伐採

倒木や、根系の成長による法面崩壊を抑えるため法面の伐採を優先的に進める。次に樹木等の荷重による崩壊を防ぐため土塁の天端などの伐採を進め、最後に比較的安定している平坦部の伐採を実施する。

#### ②地形保存のための陥没部の埋戻し

倒木は速やかに撤去し、根系により掘りあがり陥没した箇所は、土中への雨水の浸透を防ぐため適宜良質土による埋戻しを行う。埋戻し箇所の流土防止については、史跡地内に自生する草本類の繁茂を期待し、新たな植栽は実施しない。

#### ③土塁遺構の被災箇所の埋戻し

東日本大震災及び余震によってⅡ郭北西部城郭外側の土塁遺構が被災したため、平成24年度に被災範囲を正確に把握するための調査が実施されている。その際の土塁の被災状況を以下に示す。この時の提言に基づき地質調査を実施し、対策を検討していくものとする。

#### 土塁被災状況（抜粋）

東日本大震災によって被災した地割れ及び地滑り範囲は、本土塁の北東端より約10mから南西方向へ約90m間の土塁馬踏上（土塁上面）で確認でき、地割れは馬踏上に無数に発生している。地形的変異がない場所の地割れは、地震による立木の大きな揺れによって起きる木の根の隆起にその原因を推定ができるが、本土塁の北東端より約38mから南西方向へ約40m間に発生している段差地割れは、馬踏中央部に土塁長軸に沿って断ち割ったかたちで地割れが続いている。東西に段差が生じたこの地割れは西側が沈下しており最大で約0.7m強を測る。この地割れは、土塁地下の地盤において中央から西側へ地滑りが発生したために起きたと推測できる。また、土塁西側乗肩には地割れに接するかたちで2箇所の倒木痕があり、南西側の倒木痕は、直径約3.5m深さ約1.0mの大きな半円形の倒木穴がある。

この段差地割れの発生場所の西側土塁法面には地割れ方向と平行して法面のハラミが続いており、土塁法下にあるU字溝は変形と埋没をしている。

これらの地形的変異箇所の地滑り原因の一例として考察できることは、築城前の自然地形は、谷部（小谷津）であったところに盛り土による土塁構築をしたため、土質が堅固な部分と盛り土の軟弱地盤部分を境に地滑りが発生したことを推定できる。この土質の境には

地下水が浸入しやすいことも大きな要因になると考えられる。また、本来土塁に植生してはならない樹高が高い樹木により助長してしまったとも考慮しなければならない。しかしながら、東日本大震災以前の微地形が不明なため、地表面の微地形観察だけではこれらの考察は不十分である。地質調査による、より詳細な調査と検討の必要性を提言する。

「石神城跡土塁遺構被災調査測量業務委託 遺跡調査測量成果簿」平成25年1月

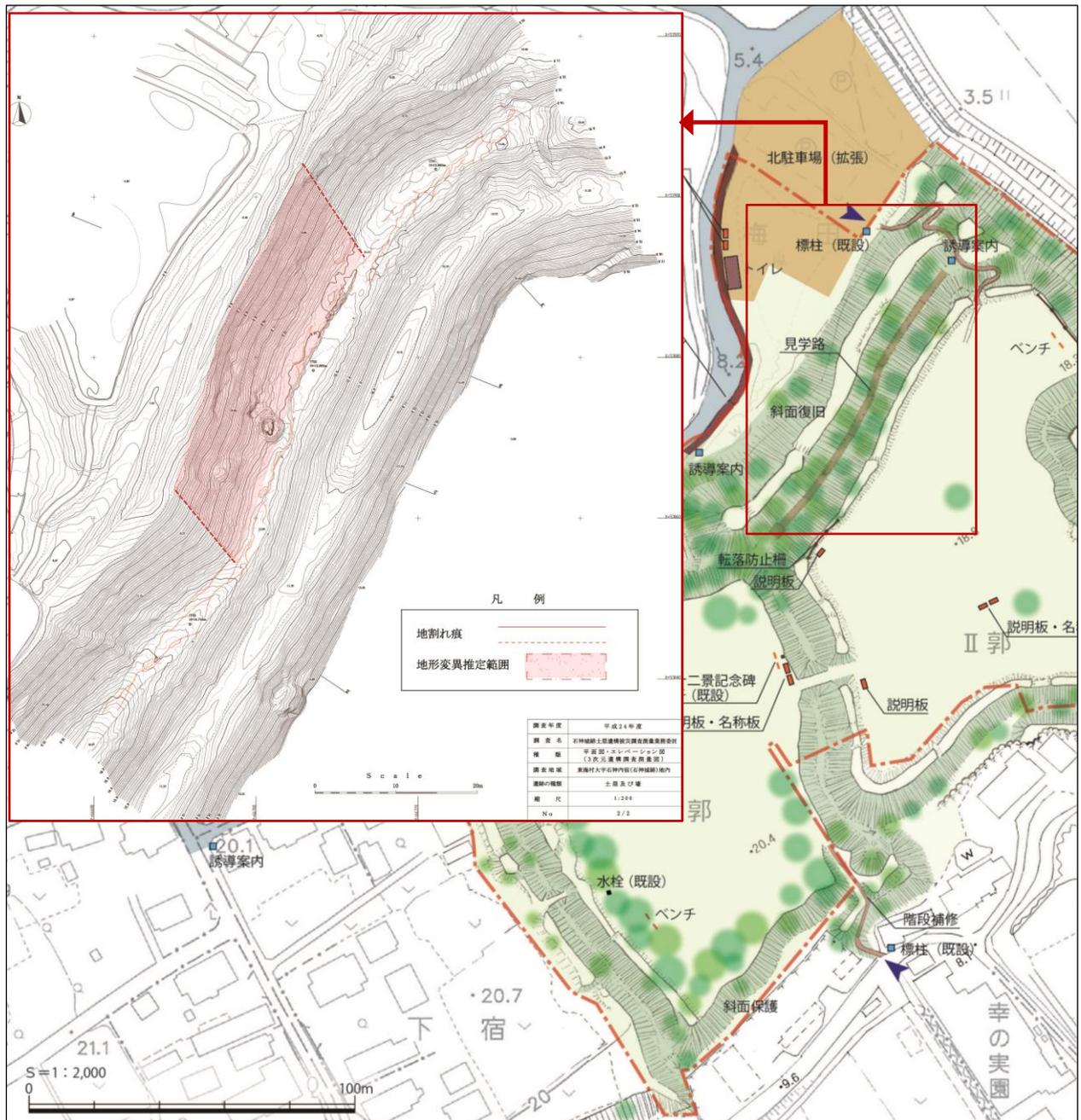


図26 土塁遺構の被災箇所的位置

当面の措置（短期）として、地割れ箇所は、倒木により掘りあがり陥没した箇所と同様に、土中への雨水の浸透を防ぐため適宜良質土による埋戻しを行う。地形の変更は行わず、本来の地形にまで戻す（復旧）ことは、調査後検討する。

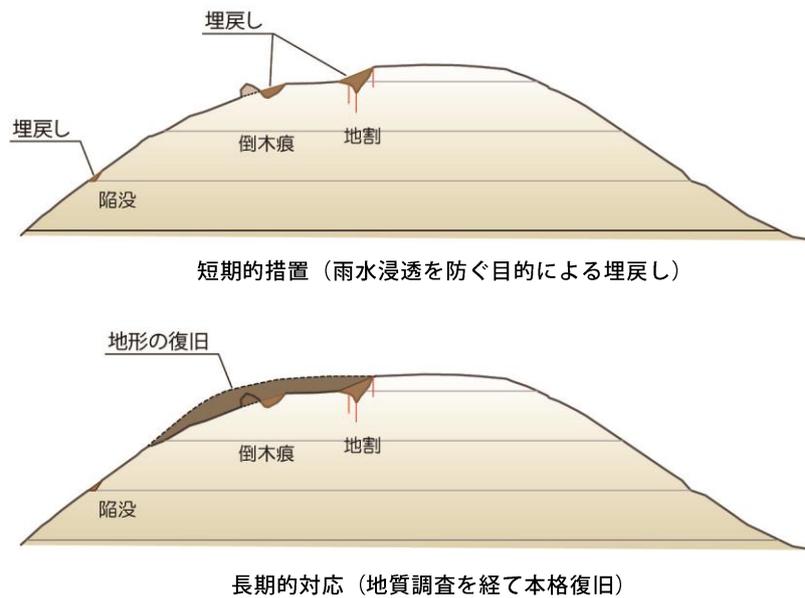


図27 堀・土塁の保存の考え方

#### ④竹の伐採

タケ類は、繁殖力が強く切断しても復活するため駆逐することは容易ではないが、近年竹の繁殖を抑制する方法として、地上1mの部位で切断することで1年後には地下茎まで枯れるという事例について全国的に紹介され、一定の効果が確認されている。

石神城跡のモウソウチクに対しては、このような伐採方法を参照し、維持管理の一環として数年かけて駆逐していく。

## 2) 建物, 井戸, 道, 溝等の遺構保存 (郭内)

郭内の建物, 井戸, 道, 溝等の遺構の上には, 20cm程度の表層土があり安定しているが, I 郭内にはスギが繁茂し, II 郭内には中央にユズやカキが生育し北東にはアジサイ等の植樹がある。また, II 郭, III 郭の縁辺部にはソメイヨシノ等が植樹されている。

郭内における, 樹木根による遺構への影響軽減のため, 保存対策を実施する。

### ①遺構を守るため新たな植樹を行わない

前述したように郭内においても表層土は20cm程度である。植樹は遺構を損傷するため新たな植樹を行わない。草本類についても同様とするが, 根による遺構への影響を確認し判断していく。

### ②保存対策の実施 (樹木伐採・保護盛土)

**【I 郭】** 遺構保護のための樹木伐採を実施する。伐採は地際部で切断する。遺構の状況を確認し表層土が薄い場合は, 踏圧の軽減を図るため保護盛土を行う。

**【II 郭】** 中央のユズ, カキノキは伐採を控え, 適切な剪定を行い根の成長を抑え維持していく。北東部にある地元有志による植樹のアジサイ等は, 移植などを検討する。

II 郭は歴史学びゾーンとして, 発掘調査等の成果を紹介する解説板の基礎や, 踏圧の軽減を図るための保護層として, 表層土20cmに加え郭内全域に20cm程度の盛土を行う。

**【III 郭】** ソメイヨシノ等の住民に親しまれている既存樹木は現状維持とする。新たな植樹は行わない方針とする。

III 郭においては, イベント等の多様な活用を想定し, テントの設営等による遺構の損傷を回避し, 踏圧の軽減を図るため, 表層土20cmに加え郭内全域に20cm程度の保護盛土を行う。

また, 削られている南斜面については調査の上, 必要に応じて安全対策を検討する。

### 3) 園路計画

見学ルートの整備は、「城」を体感できる空間づくりと史跡公園としての歩きやすさの配慮がともに重要である。園路の形状や素材は、周囲になじむよう、自然の風合いを活かしたものを選ぶ。I 郭への通路（橋）は、発掘調査の成果を検討し、史跡公園としての景観に配慮したものを検討する。

また、土塁上の歩きにくい箇所には、部分的に丸太階段などが設置されており、これらも破損箇所は補修を検討する。

#### 【整備例：自然になじむ舗装による園路イメージ】



土系舗装による園路（史跡飛山城：栃木県宇都宮市）



土系舗装による園路（史跡下野国分寺跡：栃木県下野市）

#### 【整備例：I 郭への誘導イメージ】



復元された大手門の橋（史跡飛山城：栃木県宇都宮市）



管理用に設置された鋼材の橋（史跡大室古墳群：長野市）

#### 【整備例：城攻め体感ゾーン堀底整備イメージ】



ウッドチップ敷設例（史跡武田氏館跡：山梨県甲府市）

#### 4) 視点場の設定

石神城の特徴である堀の深さを最も実感できる地点、郭内から周辺を展望し立地の特徴を確認できる地点を設定し、誘導を行う。

- ・北西堀を見る（Ⅲ郭，堀底）
- ・Ⅰ郭から久慈川方面（下流・河口域）への眺望
- ・Ⅱ郭から久慈川方面（上流域・竹瓦）への眺望
- ・Ⅲ郭から長松院方面への眺望

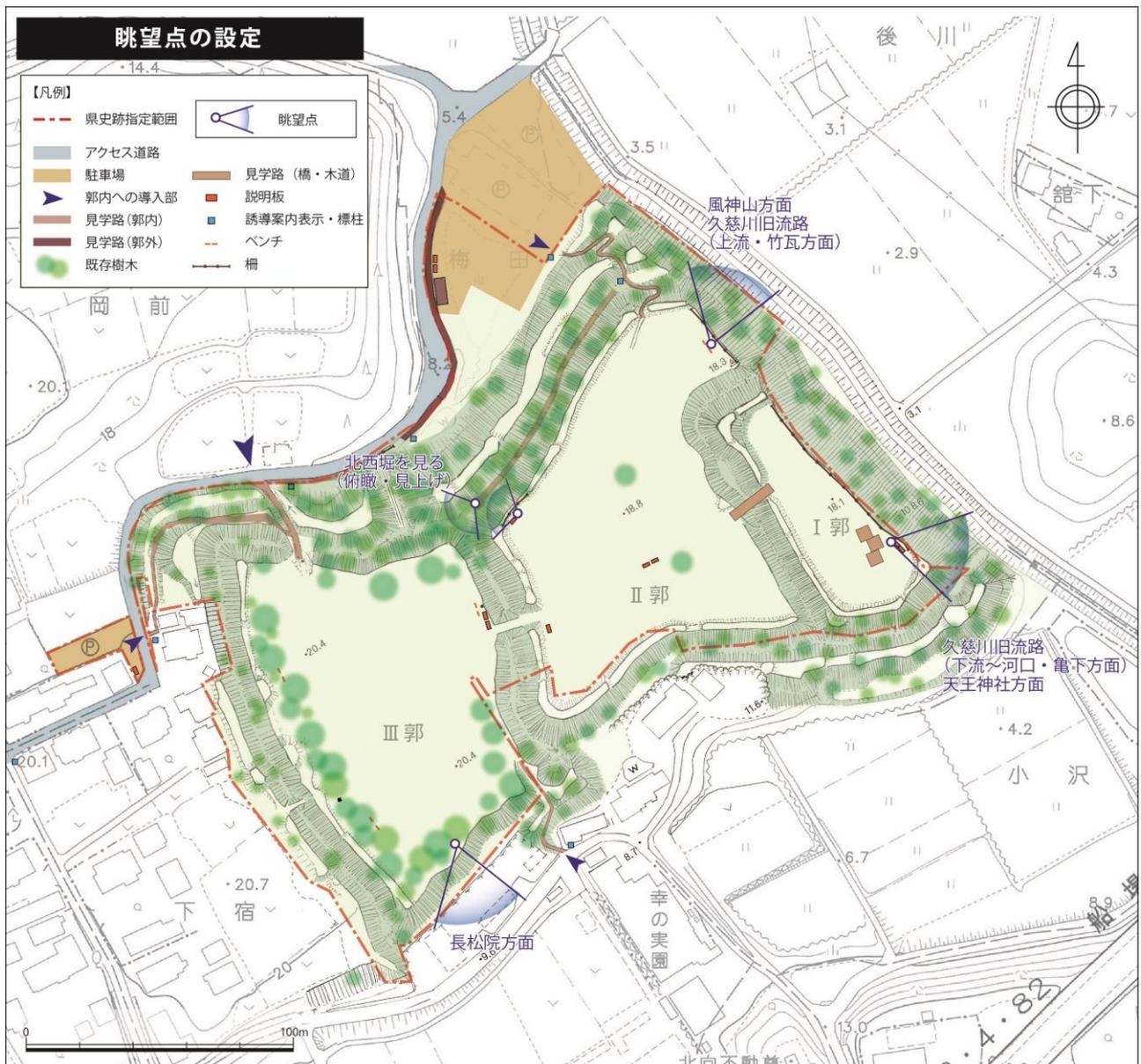


図28 石神城址公園内に設定する視点場

## 5) 植栽計画

- ・石神城跡の景観にふさわしい樹種を選び、既存樹木の伐採と保護育成を行う。
- ・指定地内への新たな植栽は行わず、土塁等の遺構を損なう恐れのある樹木、眺望を妨げる要因となっている樹木は伐採する。
- ・モウソウチクの繁茂が目立つため、樹木の剪定・枝打ち等の管理作業の一部として伐採作業を行い、数年かけて完全駆逐を目指す。  
 (「①土塁・堀等の地形保存」、「②建物、井戸、道、溝等の遺構保存(郭内)」と関連)
- ・指定地内で保護育成を図る樹木や草本類は、地域住民に好まれている樹種、緑陰としての利用が期待される樹木を選択する。
- ・北西堀の植生は石神城跡に特徴的な湿地性の植物(シダ類)がまとまってみられる場所であり、樹木の伐採は危険木の範囲にとどめ、可能な限り植生環境を保全する。



図29 植栽計画図

## 6) 案内, 展示解説

### ①説明板・名称板等

- ・ 史跡に調和したデザインや配置・大きさを考慮して設置する。
- ・ 平易な解説, イラスト等によるわかりやすさへの工夫に努める。
- ・ 設置する数が, 過度に多くならないよう留意する。そのために, パンフレットやスマートフォン・タブレットなどの活用と連携し, 利用できるようにする。
- ・ 「(仮称) 歴史と未来の交流館」と, 現地(石神城跡)とを結ぶ案内や解説の仕組みを検討する。

### 【種類・内容】

- ・ 総合説明板 (石神城跡の概要紹介, 公園全体図などを表示する)
- ・ 説明板 (展望対象や主要な遺構の解説を行う)
- ・ 名称板 (郭の名称 (I 郭・II 郭・III 郭) を示す)
- ・ 標柱 (公園入口 (3カ所) を表示する。設置済)
- ・ 誘導案内 (道の分岐点に設置する)

### ■説明板・名称板等の整備例



## ②その他

- ・情報伝達の方法として、上記の案内・展示解説と組み合わせて、パンフレットを配布する。駐車場には、パンフレット置場を設置する。



パンフレット置場の設置例（史跡飛山城跡）



図30 案内・解説施設計画図

## 7) 管理活用施設計画

石神城跡を訪れる人にとって、安全かつ快適に、利用しやすい環境を整えるために、トイレ、ベンチ、柵などの施設を設置する。

### ① トイレ

城址公園の利用促進を図るために指定地内にトイレ設置の要望は多いが、遺構保存と景観的配慮から指定地内の設置は避け、北側駐車場に新たに設置する。

具体的な規模については、小中学校の利用を想定しながら今後決定する。

### ② ベンチ，縁台

I 郭には、旧久慈川方面を遠望しながら腰を掛けてくつろげるよう、縁台状の大型のベンチを設置する。

II 郭は、旧久慈川方面を遠望できる北東側に小規模なベンチを配置する。III 郭にも、中心部を避けて緑陰の間にベンチを配置する。



I 郭縁台イメージ



ベンチのイメージ (II 郭・III 郭)

### ③ 柵

斜面の上に立つ視点場には転落防止用の柵を設置する。眺望を阻害しないよう、周囲の景観になじむよう配慮する。

また、危険区域や民地への立入りを抑制する柵も設置する。



柵のイメージ

#### ④照明等

指定地内に、照明（電気設備）は設置しない。

施設整備ゾーン（Ⅲ郭入口付近）の防犯灯などは、極力現状の施設を利用するが、駐車場拡張や歩道設置等にあわせて移設、取り換えを行うものとする。



村道脇の防犯灯（現状）

### 8) 駐車場等整備計画

- ・北側駐車場をメインの駐車場と位置付け、より多くの来訪者が利用できるよう、拡張して再整備する。総合説明板やトイレを設置し、来訪者の利便性の向上を図る。
- ・駐車場を菖蒲園まで拡張する際には、船着き場遺構等の有無を調査し、遺構の保存に影響がないように必要な保護盛土を行う。
- ・北側駐車場に総合説明板を設置する。設置位置は駐車場内の西側とし、併せて東海十二景の説明板も西側に移設する。
- ・北側駐車場にあるトイレも、西側に場所を移す。規模については利用頻度を学校関係者に確認したのち、増設の是非を決定する。
- ・西側駐車場の利用者のために、総合説明板を設置する。

### (3) 広域整備計画（外郭及び近隣集落）

#### 1) 環境保全計画

石神城跡そのものの保存・活用を周知すると同時に、石神城を取り巻く「石神後鑑記」に記された風景が今も見ることができることについても、関係者に対して周知を図る。

そのうえで、石神城跡からの眺望を阻害する開発や惣構えが想定される範囲における大規模な開発計画が生じた際には、担当課と連携して開発業者への協力を求めるなど、県史跡を中心として周辺に広がる歴史的景観の保全に努める。

#### 2) 歴史資源の保護と公開

未指定文化財の調査及び文化財の指定・登録のための調査は、本計画の上位計画「東海村文化財保護・活用計画」の施策の一つであることから、石神城跡周辺の歴史資源を調査し、その保護と公開に努める。

#### 3) ガイダンス機能の設置

石神城跡の見学者に対し、遺跡の紹介（展示）、現地案内パンフレットの配布、休憩のためのスペースを、石神コミュニティセンターに確保できるようにする。

石神コミュニティセンターにガイダンス機能を持たせることで、見学者への利便性向上とともに地域住民との交流機会を促すようにする。

## 4) 広域見学ルート

外郭に該当する石神内宿は、石神城とともに形成された道筋が今も集落内で利用されている。周辺に存在する石碑・神社等の歴史資源を見学できるルートを設定する。

あわせて、石神城の立地を理解するために役立つ主要な視点場を設定して、誘導を図る。石神城址公園北側駐車場や石神コミュニティセンターを起点として、史跡公園とその周辺を見学できるルートを、テーマ別に複数設定する。



史跡周辺に設置された誘導案内



まちなかに配置された町名由来の説明板

### ①城下町ルート

石神城址公園駐車場 → 観音寺跡 → 石神コミセン(かつての堀) → 残存土塁  
→ 大手道 → 石神城址公園駐車場

### ②石神城の歴史ルート

石神城址公園 → 観音寺跡 → 長松院 → 残存土塁 → 竹瓦地区(旧河道・眺望地点)  
→ 住吉神社 → 旧村道1号(太田・湊街道) → 石神城址公園

### ③石神城跡周辺の自然環境ルート

石神城址公園(河岸段丘・礫層) → 湧水スポット(段丘から染み出る地点)  
→ 石神城跡の湧水・湿地性植物 → 久慈川旧河道 → 竹瓦地区(自然堤防上の集落)  
→ 竹瓦橋と久慈川 → 石神城址公園

### ④石神城周辺の歴史資源ルート(ワークショップ参加者おすすめコース)

石神城跡内の縄文遺跡 → 久慈川旧河道 → 願船寺(東海十二景の一つ) → 別当山古墳  
→ 外宿十萬地蔵尊(御稗蔵跡地) → 石神城址公園

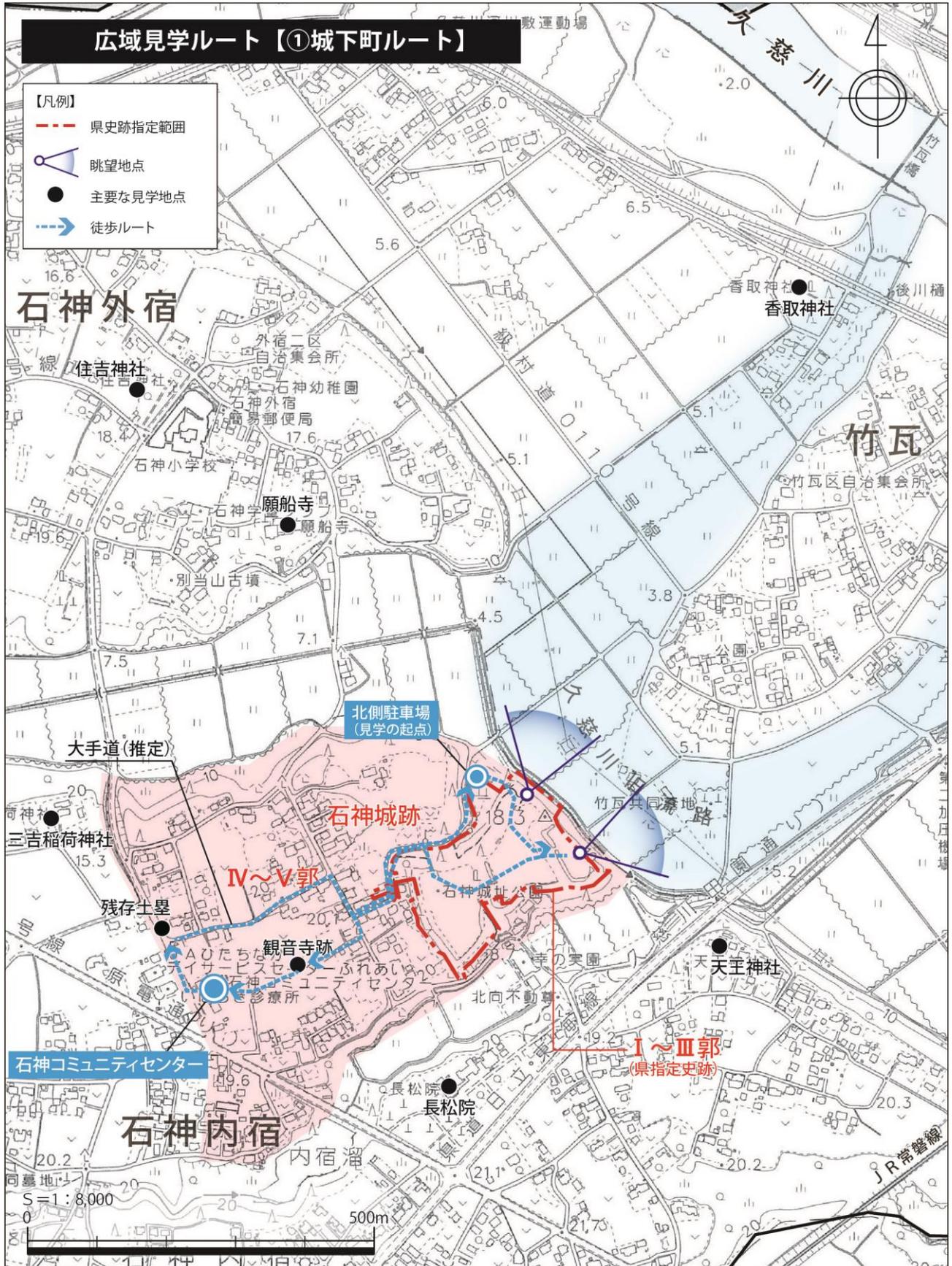


図31 広域見学ルート【①城下町ルート】

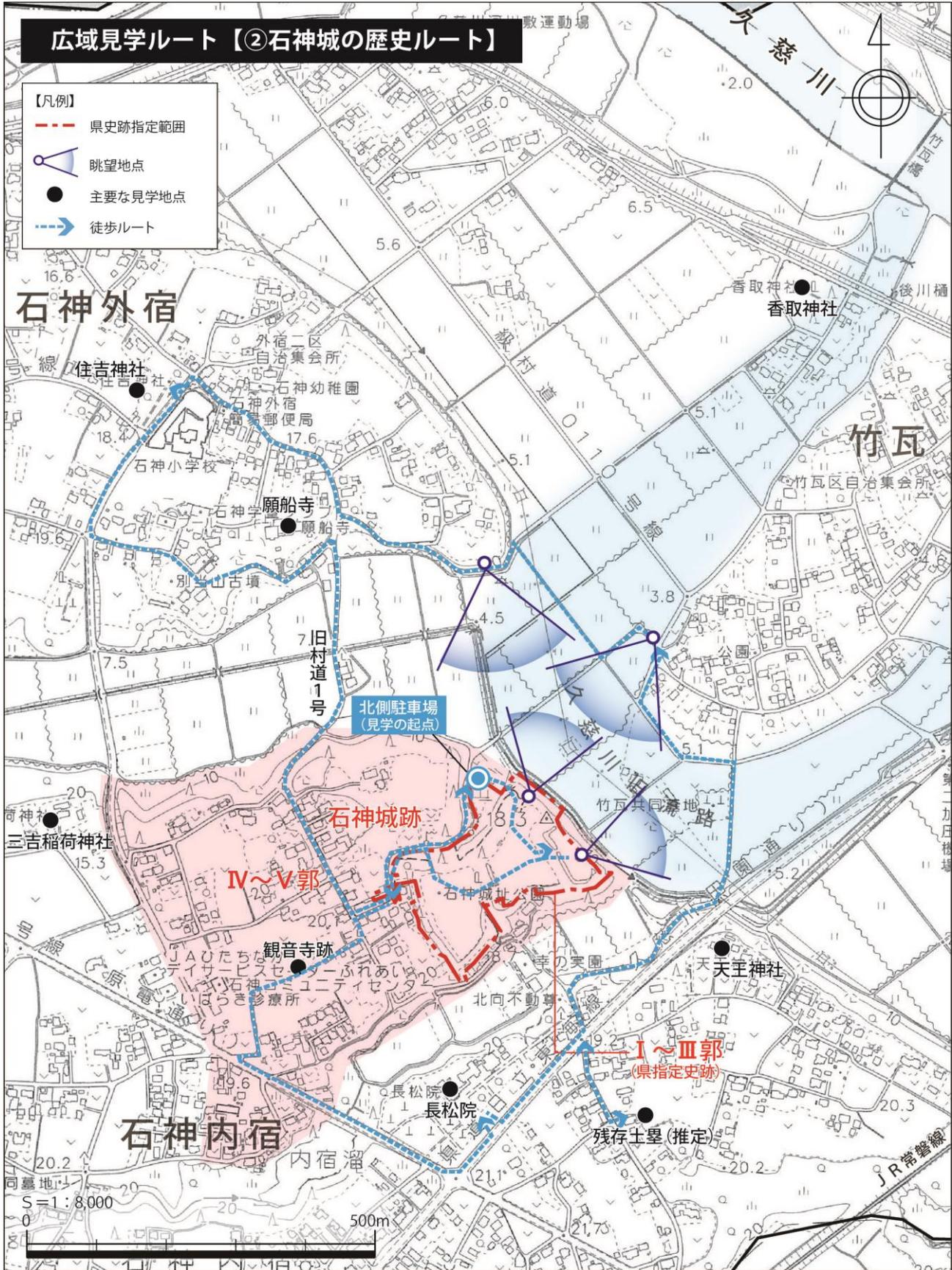


図32 広域見学ルート【②石神城の歴史ルート】





## (4) 調査計画

遺跡の保存と整備を目的として、整備に先立ち以下の調査を行う。

### 1) 測量図作成（全体地形図）

石神城跡の現状の詳細な地形を把握し、発掘調査などの基礎資料とするため、3次元測量による全体地形図を作成する。調査内容には樹木や電柱等の位置情報も含める。

### 2) 地盤調査

ボーリング調査等により、地割れや地すべり要因の把握のための調査を実施する。

### 3) 文献・史料調査

石神城に関連する文献・史料について必要に応じて随時調査し、説明板やパンフレット作成に際しては最新の調査結果の活用を努める。

### 4) 発掘調査

整備に際し、不足している情報を得るために、必要な個所の発掘調査を実施する。また、平成元年・2年の発掘調査により確認された遺構の配置を再確認し、測量図に反映させて将来計画の基礎資料とする。

調査にあたっては、茨城県や専門家の指導・協議を得ながら取り組むこととする。

I 郭からⅢ郭内及び外郭、惣構えの範囲など石神城の歴史の解明に向けての調査は、将来計画の中で検討していく。

調査箇所：I 郭とⅡ郭間の通路遺構（橋）

I 郭・Ⅱ郭の北縁部（柵設置）

Ⅱ郭の堀・土塁ビュースポット（柵設置）

駐車場整備

既往調査で確認されている遺構の位置確認（再調査）

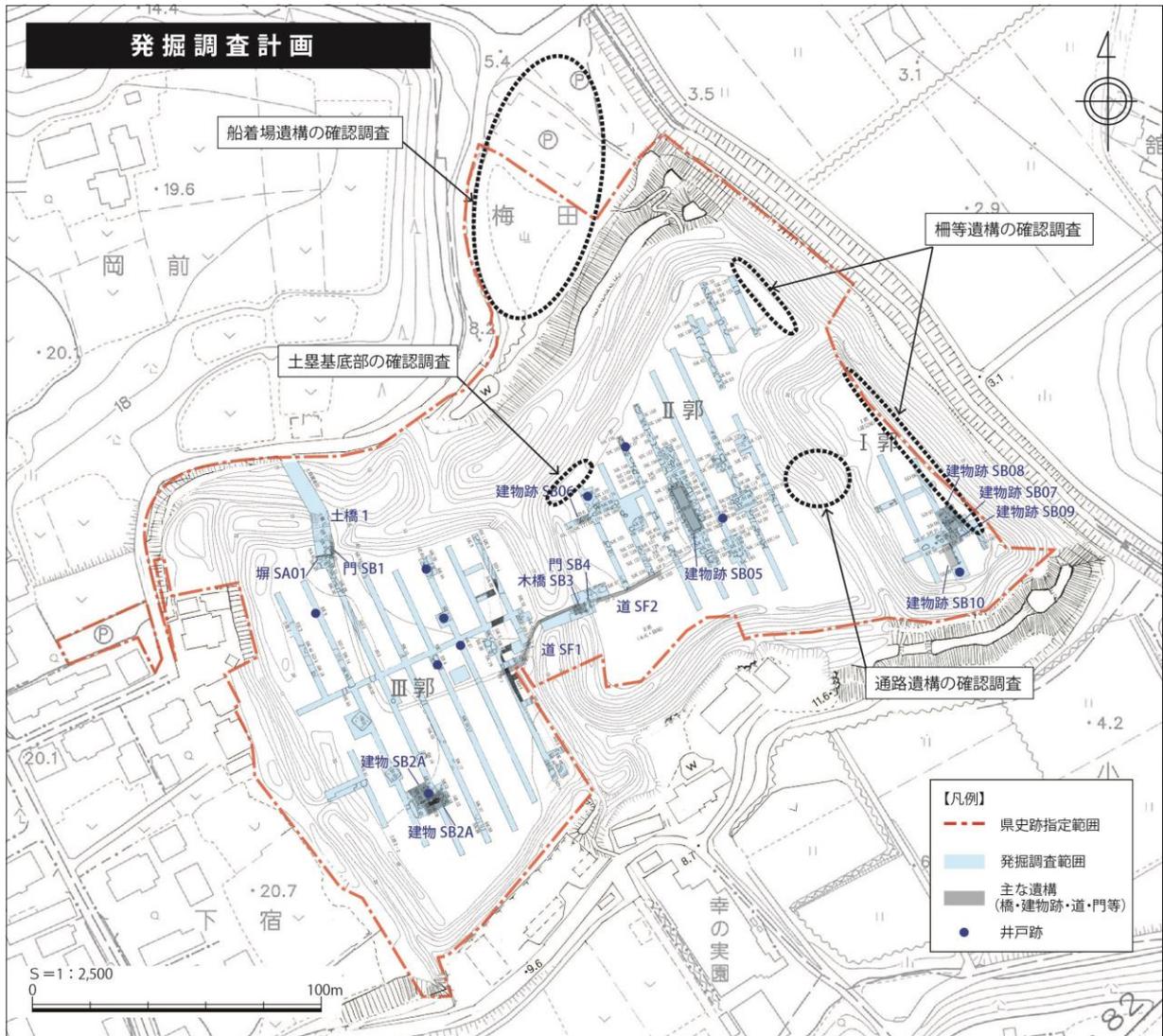


図35 発掘調査計画図

## (5) 管理運営計画

### 1) 東海村の体制

石神城跡の整備は、東海村が主体となって推進する。

石神城跡の適切な保存と活用に向けては、県史跡の指定範囲とその周辺の現状を把握し、本計画に基づき必要な整備を確実に実施する必要がある。そのため、文化財担当課に専門員を配置するとともに、継続的な調査研究と計画的な事業の推進を行うために調査整備委員会を設置する等の体制を整える。

また、整備を推進する過程においては、村のまちづくりとして多面的な効果が期待されることから、担当する生涯学習課だけではなく役場内の関連各課と連携して進めるものとする。

### 2) 住民参加による管理運営体制づくり

石神城跡の管理運営については、地域住民の協力を得ていくことが愛着をもった公園の利用を促すことにもなるため、積極的に住民参加を呼びかける。

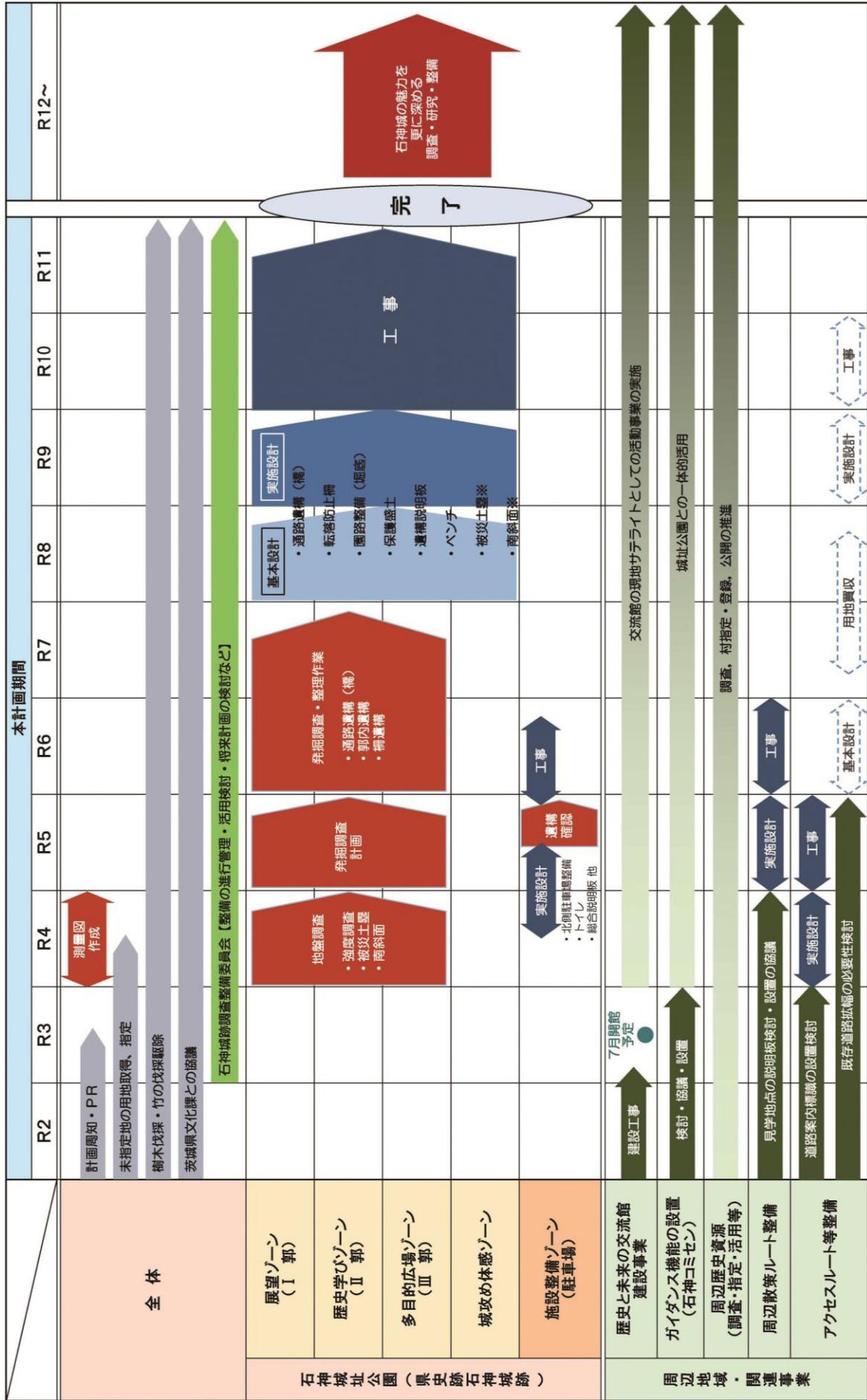
### 3) 公園利用の仕組みづくり

石神城址公園としてのさらなる利用促進に向けて、あらかじめ、イベント利用時の条件や、火気の使用制限などの注意事項を含めたルールを制定し、周知を図る。

## (6) 事業計画（スケジュール等）

本計画の策定後、調査・設計を経て整備事業の完成までの期間をおよそ10年と設定し、事業スケジュールを計画する。完成後の将来計画において、石神城の魅力をもっと深める整備について改めて検討する。

表9 県史跡石神城跡整備事業スケジュール



※地盤調査の結果、必要に応じて安全対策を実施



泉史跡石神城跡整備イメージスケッチ

茨城県指定史跡

# 石神城跡整備基本計画

令和2年3月 発行

編集・発行 東海村教育委員会 生涯学習課

〒319-1192

茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

電話 029-282-1711 (代)